

平成31年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、指定都市として主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、交通基盤の整備など、幅広い分野において施策を推進することにより、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

また、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎え、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれる中、将来に渡り持続可能な都市経営に向けた取組を進めているところです。

このような状況の中、本市においては、市民の福祉や生活向上に寄与する事業について、県と連携を図りながら取り組んでまいりました。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、平成31年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

平成30年8月

相模原市長 加山俊夫

目 次

重点要望事項

- 1 二級河川境川の改修【継続】 3
- 2 通学路等における安全対策の実施【継続】 4

その他の要望事項

- 3 県単独補助事業における補助率の是正【継続】 9
- 4 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】 10
- 5 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】 11
- 6 防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化【新規】 13
- 7 パスポートセンターの機能充実【継続】 14
- 8 小児医療費助成制度の拡充【継続】 15
- 9 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【継続】 16
- 10 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】 17
- 11 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】 18
- 12 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】 21
- 13 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】 22
- 14 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】 23
- 15 警察機能の充実【継続】 25

重点要望事項

1 二級河川境川の改修【継続】

【要望事項】

県土整備局 河川下水道部 河川課

二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。

【要望の説明】

相模原市と町田市の行政界を流れる境川については、平成20年8月に洪水による大規模な浸水被害が発生しました。さらに、平成28年8月22日の台風第9号及び平成29年10月23日の台風第21号では、避難勧告の発令に加え、一部の箇所において氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達しており、両市の市民から、早期改修について強い要望を受けております。

こうした中、本市におきましても、局地的集中豪雨が発生する頻度が高くなっていることから、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間雨量51mm(5年確率)として、浸水被害の解消に向けた雨水管の整備を積極的に進めているところです。

しかしながら、境川については、県が時間雨量概ね50mm対応の整備を進めていますが、いまだに時間雨量30mm対応の整備も未了である区間があり、下水道における雨水管の放流が依然として抑制されていることから、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

これまでの要請・要望に対し、境川における雨水管の放流量の見直しを検討するとの回答をいただいております。また、遊水地や護岸の整備を進めていただいておりますが、改めて、県民・市民の安全と安心を確保するため、市が整備した雨水管の機能を十分発揮できるよう、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早期に進められるよう強く要望します。

境川への放流吐け口



【要望の担当】

都市建設局下水道部下水道経営課長	松本 隆人	042-707-1890
都市建設局 道路部	河川課長 水内 智	042-769-8273

2 通学路等における安全対策の実施【継続】

【要望事項】

警察本部 交通部 交通規制課

- 1 通学路における児童の交通安全を確保するため、平成24年8月に緊急合同点検を実施した箇所のうち、安全対策未実施の箇所について、早急に安全対策を実施すること。
- 2 横断歩道、停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修等、歩行者等の安全対策を推進すること。

【要望の説明】

1 通学路における安全対策の実施

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだ中で、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示されました。

本市においても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてきました。

また、緊急合同点検を通じ、関係機関の連携による取組に一定の成果が得られたことを踏まえ、今後も継続的に通学路の交通安全対策に取り組むことを目指して、平成27年7月に「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携して通学路における児童の安全対策を進めているところです。

しかし、近年も通学途中の児童を巻き込む重大な交通事故は後を絶たず、通学路の交通安全対策については、喫緊の課題となっています。

これまで、緊急合同点検を実施した箇所について改善を要望しておりましたが、今回要望する安全対策未実施の箇所については、速度が出やすい直線道路における信号機のない横断歩道であることから、児童の通学における安全性を確保するため、早急に信号機を設置するよう要望します。

なお、安全対策要望箇所については、既に本市管内の各警察署から県警本部に上申済みになっていると承知しております。

2 歩行者等の安全対策の推進

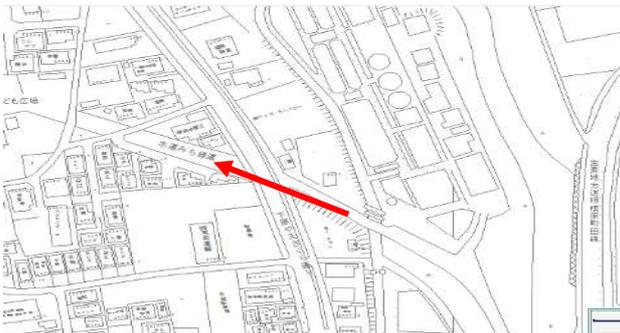
横断歩道や停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修については、市内各地域からも速やかな対応が要望されており、路面表示等連絡調整会議等において情報共有や施工予定の連絡調整等を行っているところですが、児童や高齢者等の安全を確保する観点から、迅速に補修工事を行うよう要望します。また、児童や高齢者等が交差点を安全に横断できるよう、歩車分離式信号機の設置など、道路横断において、より配慮が必要な歩行者に対する安全対策を講じるよう要望します。

通学路安全対策未実施箇所（平成30年3月31日現在）

川尻小学校 緑区原宿 1-12-2 付近【信号機の設置】



麻溝小学校 南区下溝 2096 付近【信号機の設置】



【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長	荒井 修	042-769-8229
教育局教育環境部学務課長	八木 英次	042-769-8282

その他の要望事項

3 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】

政策局 自治振興部 市町村課

【要望事項】

総務局 組織人材部 行政管理課 / 財政部 財政課

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、速やかに制度の是正を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業や重度障害者医療費助成事業などの県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異が設けられているものがあります。相模原市民が他の市町村の住民と同様に県税を納税している実態を考慮しますと、指定都市に在住していることだけをもって差異が設けられているという現状は、市民の理解が得られるものではありません。市民の理解と納得が得られるよう、速やかに制度の是正が図られるよう要望します。

県単独補助事業における補助率の格差

補助事業名	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
小児医療費助成事業	1/4	1/3	1/3
ひとり親家庭等医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
重度障害者医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
在日外国人高齢者・ 障害者等福祉給付金支給事業	対象外	1/3	1/2

【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長 天野 秀亮 042-769-8216

4 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】

総務局 財政部 財政課

【要望事項】

県土整備局 道路部 道路企画課

現行の政令市道路整備臨時補助金は、補助金額が補助対象経費の3分の1となっていることや橋りょう耐震補強工事や道路の維持補修事業が対象外であるなど活用ににくい制度となっているため、弾力的に運用できる制度に見直しを行うこと。

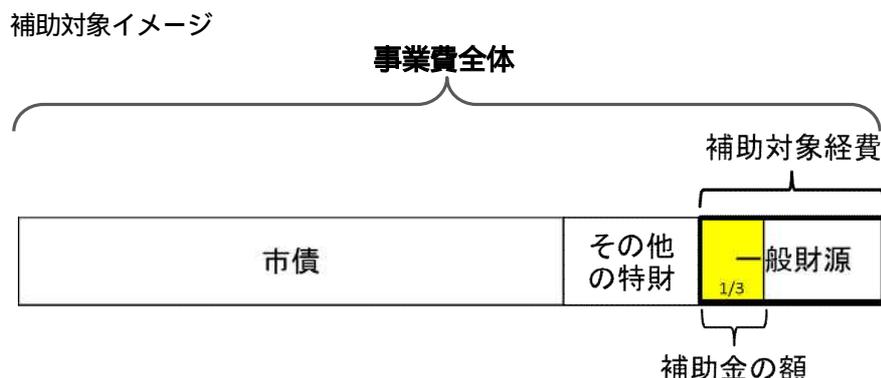
【要望の説明】

政令市道路整備臨時補助金制度の見直し

現行の政令市道路整備臨時補助金においては、補助金額が補助対象経費の3分の1以内とされていることから充当事業の選択の余地が狭くなっています。

また、本市においては、道路施設長寿命化修繕計画及び橋りょう長寿命化修繕計画に基づきインフラ施設の長寿命化を図っており、災害に備えた社会基盤整備の一助としての適正な維持補修を実施していますが、法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用目的の一つが「災害に強い県土づくり」とされているにもかかわらず、こうした維持補修に係る事業については補助対象となっておりません。

これらのことから、市負担額全額を補助対象経費とすることや、維持補修に係る事業も補助対象とすること、また、やむを得ず繰り越しを行う場合でも補助金の充当を可能とすることなど、より活用しやすい制度への見直しについて要望します。



【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長	天野 秀亮	042-769-8216
都市建設局道路部道路計画課長	小池 稔	042-769-8373

5 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

警察本部 交通部 交通指導課・交通総務課

【要望事項】

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 自転車利用者の損害賠償保険加入促進のための施策を実施すること。
- 3 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車や高齢者が関係する事故の割合が高く、自転車交通事故多発地域及び高齢者交通事故多発地域に指定されており、地域や関係団体等と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

また、自転車活用推進法が施行され、自転車利用者の一層の安全対策についての対応とともに、高齢者が係わる交通事故の中でも特に社会問題にもなっている高齢運転者への対策が求められています。

これらについての確に対応していくためには、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や役割分担に基づいた効果的な対策が講じられるよう要望します。

1 ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、地域や警察、交通安全団体と連携した啓発活動に取り組んでいるところですが、道路交通法を踏まえ、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を、これまで以上に行うよう要望します。

また、交通ルール遵守の徹底に向け、学校や地域における講習機会の義務付けなど、一層の取組を進めるよう要望します。

2 自転車利用者の損害賠償保険加入促進について

近年、自転車事故で多額の損害賠償金が発生するケースがあり、本市では、平成29年12月に「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を制定し、自転車の安全で適正な利用とともに自転車損害賠償保険等への加入を義務付けているところです。

県におかれましては、自転車損害賠償保険等の加入義務化を含む条例の制定に向けて取り組まれていると承知しておりますが、通学で自転車を利用する機会の多い県立高校生をはじめ、広く自転車利用者に対し、損害賠償保険等への加入促進に取り組んでいただくよう要望します。

3 高齢運転者の免許返納促進策について

団塊の世代が後期高齢者になっていくなど高齢化の更なる進展が見込まれる中、高齢運転者の運転免許証の自主返納の取組はますます重要となります。県として自主返納のインセンティブを設けていることは承知しておりますが、本市において活用できる店舗が少ないなどメリットに欠ける状況です。優遇措置が受けられる業種や店舗を増やすなど支援策の拡充等、効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全交通事故件数	3,495 件	3,241 件	2,966 件	2,787 件	2,638 件	2,770 件
自転車事故件数	1,155 件	1,019 件	875 件	874 件	802 件	860 件
市自転車事故の構成率	33.0%	31.4%	29.5%	31.4%	30.4%	31.0%
県自転車事故の構成率	23.2%	23.0%	22.7%	21.8%	21.7%	22.9%

本市における高齢者事故件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全交通事故件数	3,495 件	3,241 件	2,966 件	2,787 件	2,638 件	2,770 件
高齢者事故件数	900 件	891 件	820 件	893 件	815 件	886 件
市高齢者事故の構成率	25.8%	27.5%	27.6%	32.0%	30.9%	31.9%
県高齢者事故の構成率	26.2%	28.3%	29.3%	30.6%	31.8%	32.3%

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長	荒井 修	042-769-8229
--------------	------	--------------

6 防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化(新規)

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

【要望事項】

- 1 地域防犯力強化支援事業補助制度における地域防犯カメラ設置事業を継続すること。
- 2 防犯設備の整備の検討など、地域防犯力の強化に向けた取組を行うこと。

【要望の説明】

1 防犯カメラの設置補助の継続について

県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力強化のため、平成28年度から31年度までの予定で地域防犯力強化支援事業補助制度が運用されておりますが、平成30年度には目標の800台の設置が達成される見込みであることから、平成30年度で制度を終了するとの通知がありました。

県内では、本市を含め、犯罪認知件数は年々減少傾向にありますが、「ひったくり」や「車上狙い」、「自転車盗」をはじめとする乗り物盗などの街頭で発生する犯罪が全犯罪認知件数の約3分の1を占めている状況にあり、引き続き対策を講じる必要があると考えます。

平成29年度、本市では予算額を上回る申請があり、地域の防犯カメラに対する期待は高いものがあります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今後多くの来訪客が見込まれ、同大会後も訪日客の誘致が必要となる中で、更なる地域防犯力向上の取組が必要であるため、同補助制度を継続するよう要望します。

2 防犯力強化の取組について

街頭緊急通報装置等の設置は、防犯力を高めるとともに緊急時に備えた手段の一つとして効果的であると考えております。

昨年度の「街頭緊急通報装置」の設置要望に対し、「防犯カメラへの期待が高まっている社会情勢等を踏まえ、今後の防犯設備の整備について検討していく」との回答をいただいております。効果的な防犯設備の整備など、地域防犯力の強化に向けた取組を要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 荒井 修 042-769-8229

7 パスポートセンターの機能充実【継続】

【要望事項】

国際文化観光局 国際課

- 1 神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、県民の利用を可能とすること。また、当面の対応として、県と連携した運営方式により本市民以外の者も本市パスポートセンターの利用を可能とすること。
- 2 「居所」の範囲について県民かつ市内の在勤・在学者まで拡大すること。

【要望の説明】

平成24年度以降、本市におきましては、県から市への権限移譲により、相模大野パスポートセンター・橋本パスポートセンターを開設しております。

両パスポートセンターでは、本市にお住まいの方のみ、パスポート発給の申請受付・交付を行っているため、利便性の良い相模大野パスポートセンターに訪れた市外の方については申請をお断りする状況にあります。

一方、横浜市においては、北部地域への市のパスポートセンターの設置計画に併せ、現在は県のパスポートセンター本所である窓口について横浜市と県が連携して運営する方向で協議が行われ、横浜市民と県民が等しく利用できるものと承知しています。

ビジネス、生活など様々な場面での国際化の進展が見込まれる中では、パスポート手続きの更なる利便性の向上が必要と考えます。

つきましては、県民の更なる利便性向上を図るため、県が移譲事務交付金を含めた十分な財源措置を講じつつ、「旅券発給業務の権限移譲の基本的な考え方（平成22年9月16日付国際課文書）」（以下「基本的な考え方」と記載）における考え方を全面的に見直すなどにより、県民が県内全てのパスポートセンターを利用することができる仕組みとするよう要望します。

また、当面の対応として、本市のパスポートセンターについて、県と連携した運営方式により、本市民以外の方も利用することができるようにすることや、「基本的な考え方」における居所の範囲について、県民かつ本市内の企業や学校に在勤・在学している方に拡大するなどによる対策についても検討されるよう要望します。

【要望の担当】

市民局区政支援課長 高梨 邦彦 042-769-9814

8 小児医療費助成制度の拡充【継続】

【要望事項】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、通院対象年齢の拡大及び所得制限額の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

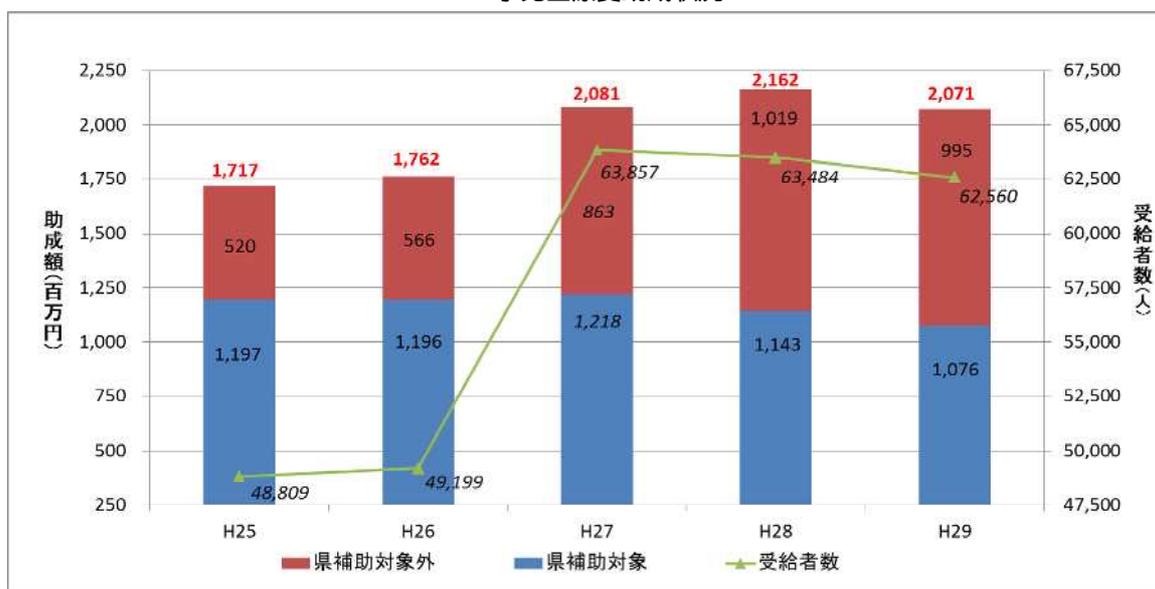
小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行ってまいりましたが、県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため独自に対象年齢等の拡充が行われ、その結果、県・市町村の制度間で対象年齢等の相違が生じている状況です。

本市でも、平成30年10月から、子育て支援の更なる充実及び養育者の経済的負担の軽減を図るため、通院対象年齢を中学校3年生までに拡大するとともに、1歳以上の方の養育者の所得制限額につきましても、平成26年7月に現行の児童手当基準に引き上げるなど、県の補助対象外となる部分について市単独で助成し、子育て支援の充実を図っています。

県内では、平成30年4月現在で全市町村が小学校6年生以上、うち20市町村が中学校3年生までの通院医療費の助成を行っており、所得制限額につきましては、5市町が現行の児童手当基準、16市町村が所得制限を設けていない状況です。

少子化が一層進行する中、子育て支援の充実は県・市町村共通の重要な課題であることから、小児医療費助成事業を持続可能な制度とするため、県においては、通院対象年齢を中学校3年生まで拡大するとともに、所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げるよう要望します。

小児医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫 042-769-9230

9 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【継続】

【要望事項】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

野生鳥獣による農作物及び生活・人身被害への対策が今後も必要なことから、鳥獣被害対策予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

県においては、平成26年度から3年間実施した鳥獣被害の集中取組期間終了後も「鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣対策事業の計画推進に大きな支援をいただいているところです。

その結果、本市では、捕獲体制の充実や追払い日数の増加に加え、ニホンザルの管理捕獲については、専門業者による新たな捕獲方法の導入に着手することができました。

しかしながら、依然としてイノシシやニホンジカなどによる農作物や生活への被害が続いているほか、最近では小中学校の通学路にも、ツキノワグマやイノシシが出没するなど、生活の安全性が脅かされる恐れも高まっています。

市としては、本年度、鳥獣被害防止計画を策定し、計画的な対策を講じる予定ですが、県においても、引き続き鳥獣保護管理対策事業予算を確保し、被害の軽減、根絶のための支援を要望します。

鳥獣保護管理対策事業交付額の推移

年度	事業費	交付金	交付割合
平成26年度	40,083千円	20,041千円	49.9%
平成27年度	40,536千円	20,268千円	50.0%
平成28年度	45,447千円	22,723千円	49.9%
平成29年度	42,365千円	18,924千円	44.6%

相模原市鳥獣被害対策事業費は、ヤマビル対策事業費は含みません。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長	奈良 潔	042-780-1405
環境経済局環境共生部水みどり環境課長	田所 修	042-769-8242

10 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、現在は市単独で助成を行っている精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院に対し、拡充を図ること。

【要望の説明】

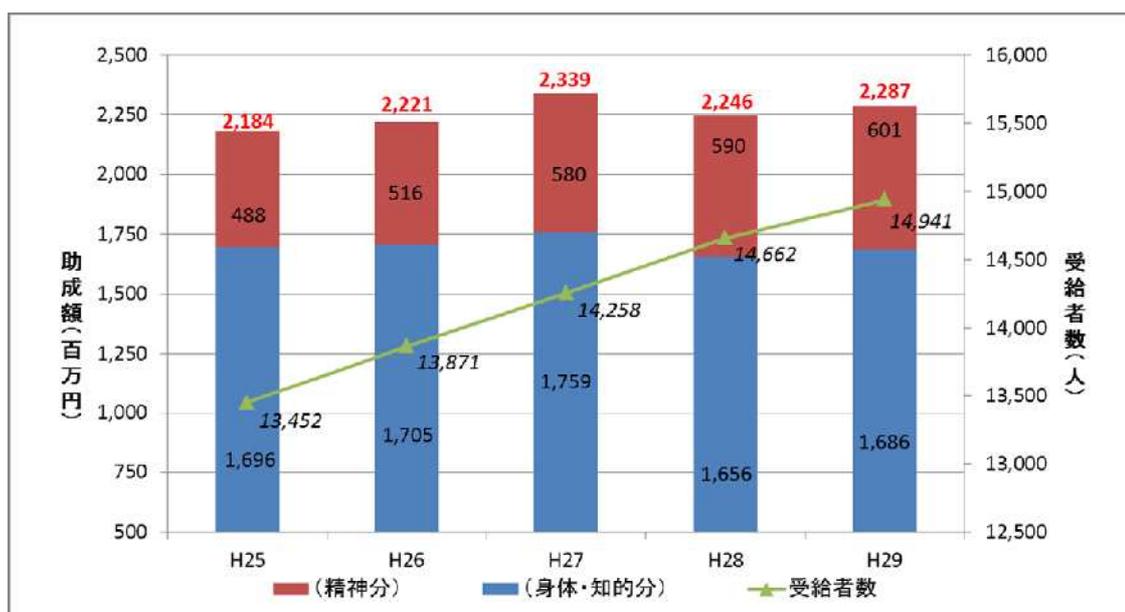
重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

平成30年4月現在で、県内の15市町村において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度の拡充について要望します。

重度障害者医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫 042-769-9230

11 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

- 1 リニア中央新幹線の早期建設に向け、地元窓口としての役割を果たすとともに、県の「北のゲート」の形成及び施設建設により影響を受ける地域への対策について、本市と連携して主体的な取組を進めること。
- 2 リニア中央新幹線駅周辺のまちづくりについて、県においても広域自治体として「北のゲート」の形成に向けた主体的な取組を本市と連携して進めること。
- 3 小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申第198号で示された収支採算性等の課題解決への協力とともに、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど積極的に取組を進めること。
また、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、広域的な視点からの協力とともに、新たな広域公共交通網として県の計画への位置付けをすること。
- 4 JR相模線について、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むこと。

【要望の説明】

1 リニア中央新幹線の早期建設に向けた対応

現在、JR東海において事業が進められているリニア中央新幹線について、早期建設に向け、JR東海が示した地元自治体に求める役割に対する対応等、地元窓口としての役割を果たされることを要望します。

特に、車両基地や変電施設の建設、水枯れなどにより生活に影響を受ける地域への対策については、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

2 県の「北のゲート」にふさわしいまちづくりの推進

リニア中央新幹線駅周辺については、首都圏広域地方計画において、首都圏南西部エリアの交通アクセスが大きく改善される可能性が示されており、県の「北のゲート」となるものであります。当該駅周辺は、産業・経済・文化等、様々な分野において県全体の発展に資するものであることから、広域自治体としての役割を果たし、本市と連携して主体的な取組を進めることを要望します。

3 小田急多摩線延伸事業に関する支援

小田急多摩線の延伸は、首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、県内外・地域間の連携強化に必要な路線です。

唐木田から上溝までの延伸については、交通政策審議会答申第198号において、収支採算性（需要の創出、費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討） 都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されたことから、県にも「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」へ参画いただき、現在、課題の解決に向けた検討を進めているところです。

川崎多摩相模原軸を構成する路線として、上溝までの延伸の早期実現を目指すため、本市とともに、より一層主体的かつ積極的に取り組んでいただくよう、要望します。

特に、課題解決後の合意形成を見据えた中で、広域自治体の立場から、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するよう要望します。

また、上溝から田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、これまで、厚木市・愛川町・清川村と共に検討を進めてきましたが、更なる取組の推進に向け、検討への県の協力と、新たな広域公共交通網として県の計画（かながわ交通計画等）への位置付けを要望します。

4 JR相模線の複線化及び新駅設置の早期実現の促進

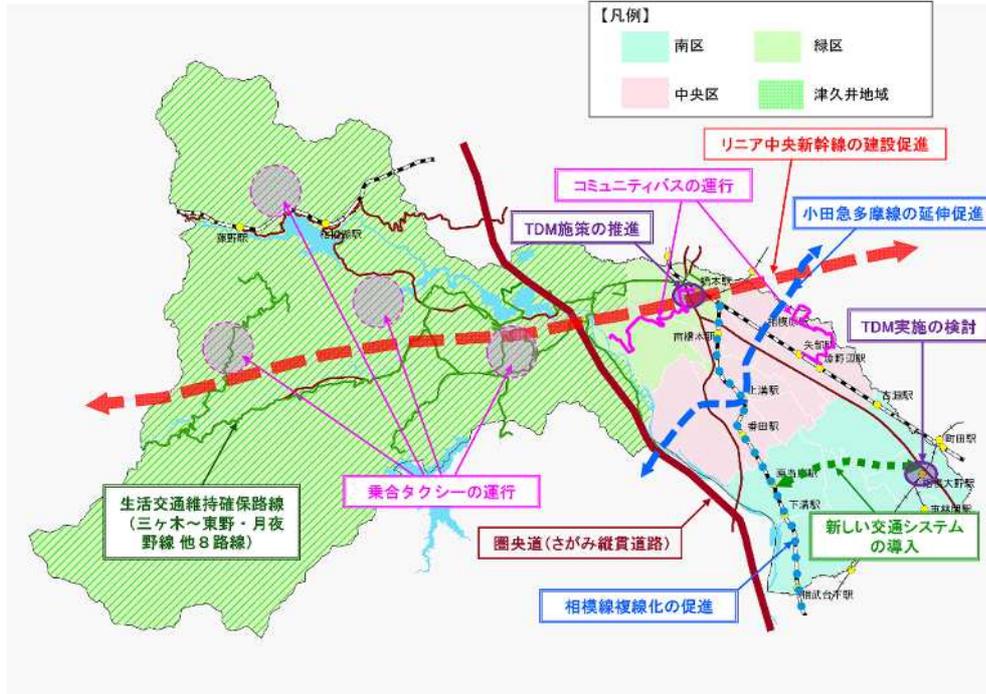
JR相模線は、神奈川県南北の2つのゲート（東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅）を結ぶ交通軸として重要な路線です。リニア中央新幹線については、平成26年10月に工事实施計画が認可され、橋本駅付近に駅が設置されることが決まっており、これに伴い倉見駅付近への東海道新幹線新駅設置の可能性が高まっております。

また、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、新幹線駅へのアクセス改善や通勤・通学需要の急増等、輸送需要の動向等を踏まえて、相模線等の輸送サービス改善に資するプロジェクト等については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、検討が進められることを期待されるとともに、上溝駅とつながる小田急多摩線延伸においても、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿を実現するプロジェクトとして位置付けられています。

このように、相模線を取り巻く環境は劇的に変化しており、沿線自治体のまちづくりによる人口集積や地域の魅力創出等により、相模線の需要も見込まれます。

つきましては、相模線の単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、新駅設置などによる行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を図られるよう、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むよう要望します。

本市の主な交通施策



【要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	成沢 史人	042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部リニア事業対策課長	山口 正勝	042-704-8910
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	千葉 修司	042-769-8249

12 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】

【要望事項】

県土整備局 都市部 交通企画課

「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」について、従前の県補助制度と同様に、県が主体的に生活交通の確保に取り組むとともに、補助制度の維持・充実を図ること。

また、本市が地域間幹線系統として維持している「三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅線」について、国と同様に補助金の対象とすること。

【要望の説明】

平成23年度の国における「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」の運用開始に伴い、県においては「神奈川県バス運行対策費補助制度」と「神奈川県広域的幹線的路線バス運行対策費補助制度」を廃止し、新たに「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」を創設しました。

広域的で幹線的な路線、いわゆる「地域間幹線系統」の確保維持については、都道府県の協調義務があることを踏まえ、県は従前の制度において県の責任と役割のもと、県が主体となって生活交通の確保維持に関与していたことから、今後も引き続き、国・県の補助制度を活用している路線については、県の主体的な関与のもと、必要な予算の確保に努め、補助制度の維持を図ることを要望します。

また、現在、本市が地域間幹線系統として維持している3路線のうち、平成26年10月1日から新たに運行を始めた「三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅線」は、国の基準には該当しているものの、県の基準に該当しないことから、県の補助金が受けられない状態となっています。

当該路線は、沿線地域住民の日常生活に必要不可欠な路線であるとともに、県が「北のゲート」と位置付ける橋本駅に接続する広域的な路線であり、また、沿線には「関東ふれあいの道」や「県立津久井湖城山公園」などの観光資源が多数あり、津久井広域の観光振興に大きく寄与している路線でもあります。

このことから、当該路線においても、県の補助金の対象とするよう要望します。

【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 千葉 修司 042-769-8249

13 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

【要望事項】

県土整備局 都市部 都市公園課

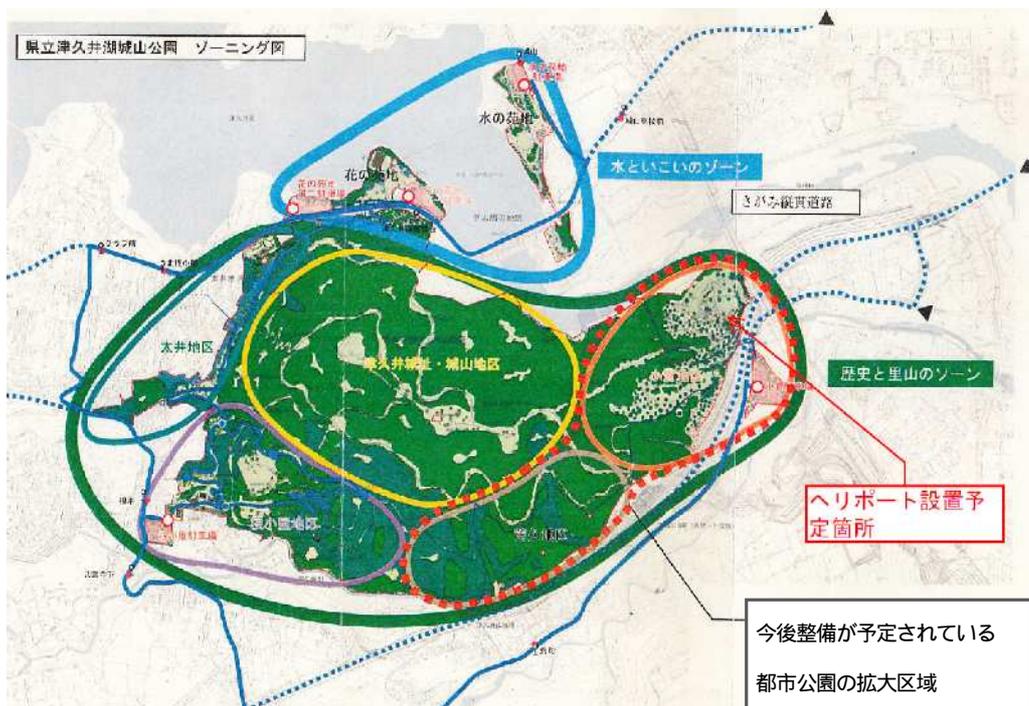
県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、臨時ヘリポート等の広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原インターチェンジに隣接し、津久井広域道路とも交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点としての考え方が示されていることから、拡大区域に大規模災害時を想定したヘリコプターの離発着や応急物資等の集約・運搬などの広域防災拠点機能を付加するよう検討を進めるとともに、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。

県立津久井湖城山公園 ゾーニング図



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長	内田 和也	042-769-8208
環境経済局環境共生部公園課長	高野 弘明	042-769-8243

14 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

【要望事項】

- 1 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎよ対策工事等)の更なる推進を図ること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助金交付制度を新設すること。

【要望の説明】

1 土砂災害対策におけるハード対策事業の推進

県においては、土砂災害対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていること承知しています。

平成30年7月豪雨においても、土石流や急傾斜地の崩壊により甚大な被害が発生しており、本市にも土砂災害のおそれのある土砂災害危険箇所が多数存在していますが、施設の整備水準は低く、早急な整備を実施する必要があることから、抜本的な防ぎよ対策工事を推進するよう要望します。

また、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定され、土砂災害のおそれのある区域がより明確にされたところです。

土砂災害特別警戒区域では、土砂崩れ等の発生により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。県においては、法人二税の超過課税を財源として、災害対策を更に充実されると承知していますが、こうした課題の解決に向けて、早急な対策工事を実施するよう要望します。

2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助制度の新設

一方、土砂災害特別警戒区域内で住宅の建替等を行う場合には、一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するなど、構造規制に対応する義務が生じ、工事費用が高額となります。

国では土砂災害特別警戒区域における住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、住宅の改修の支援などに努めておりますが、本事業だけでは十分な支援に至らないため、県においても土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助制度の新設を要望します。

警戒区域等指定箇所数 (H29.3.21 現在)

急傾斜地崩壊危険箇所 (例)

地域	地区	土砂災害の種類	指定箇所数	
			警戒区域	特別警戒区域
津久井	三井	急傾斜地の崩壊	34	5
		土石流	8	7
	太井	急傾斜地の崩壊	22	1
		土石流	2	0
	中野	急傾斜地の崩壊	13	4
		土石流	6	5
	又野	急傾斜地の崩壊	5	1
	三ヶ木	急傾斜地の崩壊	12	4
	青山	急傾斜地の崩壊	17	8
		土石流	19	14
	青山 (青山・鮑子)	急傾斜地の崩壊	20	14
		土石流	28	13
	根小屋	急傾斜地の崩壊	21	9
		土石流	5	3
	長竹	急傾斜地の崩壊	36	21
		土石流	14	5
鳥屋	急傾斜地の崩壊	28	16	
	土石流	47	37	
青野原	急傾斜地の崩壊	35	10	
	土石流	25	12	
青根	急傾斜地の崩壊	24	6	
	土石流	27	26	
相模湖	千木良	急傾斜地の崩壊	20	3
		土石流	8	6
	与瀬・小原	急傾斜地の崩壊	30	14
		土石流	28	27
内郷 (若柳・寸沢嵐)	急傾斜地の崩壊	57	13	
	土石流	36	27	
藤野	佐野川	急傾斜地の崩壊	33	5
		土石流	39	20
	吉野	地滑り	1	0
		急傾斜地の崩壊	13	8
	澤井	土石流	4	4
		急傾斜地の崩壊	21	10
	小淵	土石流	20	15
		急傾斜地の崩壊	14	3
	日連	土石流	9	6
		急傾斜地の崩壊	16	0
名倉	土石流	7	5	
	急傾斜地の崩壊	18	4	
牧野 (西部)	土石流	13	11	
	急傾斜地の崩壊	64	28	
牧野 (東部)	土石流	50	47	
	急傾斜地の崩壊	19	1	
城山	土石流	33	30	
	急傾斜地の崩壊	4	0	
谷ヶ原	土石流	0	0	
	急傾斜地の崩壊	1	0	
久保沢	土石流	0	0	
	急傾斜地の崩壊	4	1	
川尻	土石流	2	1	
	急傾斜地の崩壊	14	10	
中沢	土石流	31	21	
	急傾斜地の崩壊	6	4	
小倉	土石流	3	2	
	急傾斜地の崩壊	6	2	
葉山島	土石流	5	4	
	急傾斜地の崩壊	5	4	
若葉台	土石流	19	17	
	急傾斜地の崩壊	3	0	
相模原	土石流	0	0	
	急傾斜地の崩壊	15	3	
中央区 (田名、上溝、小山、横山、星が丘、光が丘、大野北)	急傾斜地の崩壊	29	6	
	急傾斜地の崩壊	30	13	
南区 (麻溝、新磯、相武台、大野南、東林、大野中)	急傾斜地の崩壊	30	13	
	急傾斜地の崩壊	689	231	
合計	急傾斜地の崩壊	689	231	
	土石流	488	365	
	地滑り	1	0	



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長 内田 和也 042-769-8208

15 警察機能の充実【継続】

警察本部 総務部 総務課

【要望事項】

総務局 財産経営部 財産経営課

- 1 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎のある敷地内への移転を進めること。
- 2 市内の地域から要望のある20箇所へ交番設置等を行うこと。

【要望の説明】

1 相模原南警察署の施設整備について

本市の指定都市移行に伴う区制施行により、南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっていますが、駐車場が少なく、施設内は手狭であること、また、立地も南区の北部に位置していることから、同区自治会などから相模大野地域への移転建て替えについて、大きな期待が寄せられています。

県におかれては、昨年度、同署の再整備について、神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転を前提として、「平成30年度中の再整備の方向性を固める」旨の見解が示されているところですが、南区における効果的な交通・防犯対策の推進に向けて、高相合同庁舎敷地内への早期移転を進めることを要望します。

2 交番の設置等について

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であり、各区の自治会等から要望のある20箇所への設置等を要望します。

特に大島団地地区については、圏央道相模原インターの開設に伴う交通量の増加や既設の交番から離れていることなどから、本市として、防犯や交通安全活動の拠点として交番の設置が必要と考えており、また、交番用地として市有地の提供が可能であることなどから早期に交番を設置することを要望します。

交番設置等要望箇所（20箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
緑 区	相模原北警察署	2	橋本地区、大島団地
	津久井警察署	1	藤野駅
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺、田名（移設）
南 区	相模原南警察署	7	鶴野森周辺、大野台、相模大野駅南口、町田駅南口、御園周辺、北里大学、相武台団地
各区合計		20	-

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 荒井 修 042-769-8229

平成31年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727
kikaku@city.sagamihara.lg.jp